



津久見市告示第 43 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定により、次のように道路の占用を制限する区域を指定する。

その関係図面は、令和 4 年 12 月 14 日から 2 週間津久見市土木管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 14 日

津久見市長 川 野 幸 男



1 占用を制限する区域

道路の種類及び路線名	区 域
一般市道高取線	津久見市大字津久見字高取 895 番の 2 地先から
	津久見市大字津久見字高取 1027 番の 6 地先まで
一般市道千怒彦ノ内線	津久見市大字千怒字新地 6237 番地先から
	津久見市大字千怒字神ノ谷 1214 番地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限を開始する期日

令和 4 年 12 月 28 日